

指定管理業務点検・評価シート（令和4年度業務）

令和5年6月14日

施設名	鳥取県立生涯学習センター (県民ふれあい会館)	所在地	鳥取市扇町21
施設所管課名	社会教育課	連絡先	担当：生涯学習推進担当 尾崎 電話：0857-26-7919
指定管理者名	公益財団法人鳥取県教育文化財団	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日

1 施設の概要

設置目的	生涯学習の振興に資する
設置年月日	昭和54年12月15日
施設内容	○敷地面積：4,271.41㎡ ○延床面積：本館棟4145.61㎡、ホール棟：994.74㎡ ○施設内容：ホール、講義室、パソコン研修室、大研修室、中研修室、小研修室ほか
利用料金	別紙のとおり
開館時間	月曜～土曜…午前9時～午後9時 日曜……………午前9時～午後7時
休館日	年末年始（12月29日から1月3日）、機器点検等のための臨時休館

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の維持管理に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の保守管理及び修繕 ・施設の保安警備、清掃等 ○施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく利用の許可 ・適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの退去命令 ・利用料金の徴収 ・利用料金の減免 ○その他施設の管理に必要な業務 <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の利用受付及び案内 ・附属設備及び備品の貸出し ・附属設備及び備品の利用指導又は操作 ・利用者へのサービス提供（レストランの運営及び自動販売機等による物品の販売を含む。） ・生涯学習の振興を図るための学習相談 ・県内生涯学習団体等への支援 ・団体交流室の入居団体等への支援 ・生涯学習展示コーナー・ふれあい文庫の充実に向けた企画及び運営等 個人又は団体等の交流促進のための業務 ・指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務 ・施設の利用促進 ○その他管理施設の運営に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・とっとり県民カレッジ講座の企画、運営に関する業務 ・生涯学習情報の提供に関する業務
---------	---

3 施設の管理体制

	正職員（常勤職員）： 6人、非常勤職員：10人、臨時職員： 0人〔計 16人〕
管理体制	館長（正職員1） <ul style="list-style-type: none"> — 総務係（庶務・施設貸出：正職員1、非常勤職員4） — 生涯学習係（生涯学習推進・学習相談：正職員3、非常勤職員3） — 技術管理係（機械設備管理担当：正職員1、非常勤職員3）

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和4年度		3,298	3,422	4,005	4,548	3,102	3,617	5,605	4,840	5,191	3,611	4,190	6,276
令和3年度		3,101	3,021	4,510	4,469	2,632	3,525	5,387	4,731	4,847	2,711	2,544	3,276	44,754
増減		197	401	▲505	79	470	92	218	109	344	900	1,646	3,000	6,951

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	令和4年度		641	677	825	2,495	860	1,096	1,398	1,242	1,131	809	1,035	1,084
令和3年度		632	556	970	2,496	447	957	1,116	1,530	1,196	1,108	702	1,250	12,960
増減		9	121	▲145	▲1	413	139	282	▲288	▲65	▲299	333	▲166	333

5 収支の状況

(千円)

区 分		令和4年度	令和3年度	増 減	
収入	事業収入	利用料	13,293	12,960	333
		取扱手数料	525	518	7
		受講・広告料	0	4	▲ 4
		委託料	94,345	91,840	2,505
	小 計	108,163	105,322	2,841	
	事業外収入	雑収益・繰越金	3,990	3,547	443
					0
小 計		3,990	3,547	443	
計	112,153	108,869	3,284		
支出	人 件 費	51,007	51,132	▲ 125	
	管理運営費	52,398	48,000	4,398	
	事 業 費	10,369	8,735	1,634	
	計	113,774	107,867	5,907	
収 支 差 額		▲ 1,621	1,002		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考
	正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	職員就業規則 採用条件通知書	職員就業規則 採用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	7時間45分/日	7時間45分/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	タイムカード	タイムカード	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	休暇：年20日	休暇：年10日	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	195,200円～ (平均235,600円)	146,800円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施		
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし	※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり	※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
予約受付	【継続】・早期予約受付の継続実施（研修室：4か月前、ホール・講義室：1年前） ・大きな大会や試験会場としての利用は、内容を確認し、1年以上前の予約も受け付けている
新型コロナウイルス感染対策	【新規】・利用の多い中研修室（4・5）に抗菌処理を実施した。 【継続】・手指消毒液の各所への配置、非接触型体温計の設置を引き続き実施。 ・窓口対応の職員はマスクを着用することとしている。
その他	【新規】・県の生涯学習の振興拠点として、とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）を東・中・西部（3地区全ての開催は初めて）で開催。また、県中部で人気俳優を講師に招いた健康セミナーの開催や、東・中・西部でそれぞれ家庭教育支援講座（継続）を開催した。 ・スマートフォンやタブレットからも見やすいよう閲覧者の使用する機器の画面サイズに合わせた表示ができる「レスポンシブデザイン」のホームページに改修した。 ・職員全員がAEDを利用できるよう講習を修了し、鳥取県応急手当推進事業所の認定を受けた。 【継続】・会館入居団体と合同で年2回の避難訓練を行っている。 ・事故防止のため保守点検に加え、警備員、技術職員による施設点検を実施。加えて職員が1日1回見回りを実施している。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	利用団体、事業参加者へのアンケート、窓口での聞き取り
------------	----------------------------

利用者からの意見・要望	対応状況
駐車場が満車となっており、駐車できない。	周辺の有料駐車場を案内している。
Wi-Fiがあると嬉しい。	一部Wi-Fi環境が整備（1階、講義室）されており、1階ロビーでの利用を案内。また有線のインターネットも無料で利用できる旨も紹介。

利用者からの積極的な評価
○利用団体へのアンケート結果 利用施設の満足度・・・とても満足62%、満足38%、やや不満0%、不満0% 職員の対応について・・・とても満足64%、満足36%、やや不満0%、不満0% 清掃は行き届いているか・・・とても良い65%、良い35%、少し悪い0%、悪い0%

9 指定管理者による自己点検

【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】
○県の生涯学習の振興拠点として、とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）を初めて東・中・西部（県内全域）で開催した。 ○生涯学習に係る講座や団体が一堂に会し発表を行う「まなび・ふれあい交流会」を4年ぶりに開催。中部、西部の団体も募集して積極的に参加してもらった。また、来場者、発表者からもアンケートで高い評価を受けた。 ○情報誌「ma・navi」のデザインの内容の充実として、ホームページにバックナンバーを掲載したほか、外部評価を導入し、号ごとに内容を振り返り、誌面の改善に取り組んだ。 ○前年度から生涯学習活動団体や地域づくり団体等を支援する「地域づくりスキルアップ講座」を開始しており、令和4年度は情報発信力の強化を目的としてYouTubeの動画制作について実践的に学ぶ講座を開催し、受講者からも大変好評を得た。 ○令和4年度全国生涯学習センター等研究交流会（オンライン開催）において、地域課題解決に資する取組として当該センターの「とっとり県民カレッジ講座（市町村連携）」について発表し、本県の取組を広く紹介した。 ○救命講習などの取組を評価され鳥取県応急手当推進事業所に認定された。

【現在、苦慮している事項】 【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】
【現在苦慮している事項】 ○駐車場不足を常に言われており、対応に苦慮している。
【今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項】 ○施設の立地は県東部であるが、全県的な生涯学習の振興のため中部、西部の方々が参加しやすい講座の企画に取り組んでいく。 ○障がいのある方や外国籍の方にも参加いただけるような取組を企画していく。 ○「まなび・ふれあい交流会」には、子どもが参加する団体のパフォーマンスも披露したが、その家族である若い世代が来場され、今後も若い世代の来場、参加に結び付く仕掛けを考えていきたい。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	4	・予防保全の観点から常時、職員が施設の点検を行い安全性の確認を行っている。 ・清掃についても利用者アンケートで清潔さが高く評価されている。 ・緊急時の対応マニュアルを作成しているほか、入居団体も含めた避難訓練の実施、救命救急の講習の受講を行っており、令和4年度は鳥取県応急手当推進事業所の認定も受けた。 ・コロナ対策は引き続き検温器の活用や施設の抗菌処理、手指消毒液の適切な配置など十分な対策が取られている。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	4	・貸館利用においても適切な利用かどうか利用計画を事前に確認するなど施設の目的にあった利用の確認に努めている。 ・減免等においても適切に行われており、また未納金も発生していない。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	・会館の受付・案内、附属設備・備品の貸出し等、協定書に沿って適正に管理されている。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	3	・利用者アンケートではこれまでも利用の満足度及び職員の対応について100%に近い肯定的な評価をいただいているが、令和4年度はこれまでよりもさらに高い評価(とても満足との回答の割合が増加)だった。 ・個人情報の保護については、個人情報の掲載された簿冊は施錠できる部屋とロッカーに保管されており、また郵便物の誤発送を避けるダブルチェックとその記録を取っている。 ・とっとり施設予約サービスの導入については、実際の施設の運営とシステム設定の課題から部分的運用になっているので、さらに適用範囲を拡げていくことが課題。
[その他] ○施設の機能を利用した生涯学習の振興	4	・とっとり県民カレッジ講座のYouTubeでのアーカイブ配信を行い、学びを広めた。 ・市町村と連携したとっとり県民カレッジ講座では初めて県内東部・中部・西部の各地域で開催するなど、県の中核拠点としての生涯学習の振興の取組を推進している。 ・若い世代や障がいのある方、外国籍の方などこれまで以上に広い対象に向けた生涯学習の取組を進めていくという方針が評価できる。
[収入支出の状況]	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[職員の配置]	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備	4	・適切な利用許可から料金徴収まで複数人がチェックしており、厳密に行われている。 ・月次検査においても必要な書類を揃え、指定管理者の法人事務局の職員がしっかりチェックを行っている。 ・必要な規程類も整備されている。
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	協定書に沿って適切な管理が行われている。
総 括	3.4	協定書に沿って適切に事務が行われるとともに、施設の設置目的に沿って県の生涯学習振興の拠点として高い意識を持ち、意欲的に事業に取り組んでおり評価できる。

- 《評価指標》 5：協定書の内容以上に高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
 ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。